明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**法務・厚生労働**六）　一

〔告　示〕

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則附則第四条及び第五条並びに附則第四条及び第五条の規定により読み替えられた同令第十条第二項第三号ト(1)の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める活動（**法務・厚生労働**九）　三

○外国人造船就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示（**国土交通**九四六）　四

○外国人建設就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示（**同**九四七）　四

○平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件（**同**九四八）　四

○港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号及び港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号の一部を改正する告示（**海上保安庁**四五）　一五

〔公　告〕

諸事項

官庁
基本測量関係事項関係　一六

裁判所
破産、免責、再生関係　一六

特殊法人等
日本放送協会落札、弁理士登録、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　四六

地方公共団体
行旅死亡人関係　四七

会社その他

会社決算公告

省令

○法務省厚生労働省令第六号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第九条第二号の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月二十三日

法務大臣　上川　陽子
厚生労働大臣　加藤　勝信

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年法務省厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。